

# 令和7年度滋賀デスティネーションキャンペーン おもてなし機運醸成業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、標記業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

令和7年度滋賀デスティネーションキャンペーンおもてなし機運醸成業務

### (2) 業務の内容

別添「滋賀デスティネーションキャンペーンおもてなし機運醸成業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

## 2 予定価格

1,500,000円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

## 3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

#### ・営業種目

大分類：役務 中分類：その他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

## 4 プロポーザル説明会

行わない。

## 5 実施要領の交付

### (1) 交付場所

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部観光振興局内

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

(以下、「事務局」という。)

### (2) 交付期間

令和 7 年10月21日（火）から令和 7 年11月 7 日（金）まで(土日祝を除く。)の 9 時から17時まで

### (3) 交付方法

公益社団法人びわこビジターズビューロー「滋賀・びわ湖観光情報」ウェブサイト（観光関連事業者用）のTopicsからダウンロードして入手すること。なお、滋賀県観光振興局および公益社団法人びわこビジターズビューローの窓口または郵送等での配布は行わない。

滋賀県観光情報ウェブサイト：<https://www.biwako-visitors.jp/corp/>

## 6 質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。電話または口頭等による質問は受け付けない。

### (1) 質問方法

質問事項を質問票（様式 3）に記載の上、「12 問合せ先」に記載の電子メールあて提出すること。電子メールの標題には「【滋賀DC おもてなし機運醸成業務委託質問：事業者名〇〇】」と記載すること。電子メールを送付後、必ず電話により受信確認を行うこと。

### (2) 質問受付期限

令和 7 年10月30日（木）12時まで

### (3) 回答方法

各事業者からの質問に対する回答については、令和 7 年11月 4 日（火）中を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答する。

なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみにメールにて回答する。

## 7 参加申込書の提出

企画提案への参加希望者は、参加申込書（様式 2）を作成し提出すること。

### (1) 提出期限

令和 7 年(2025年)10月30日（木）17時まで

(2) 提出方法

電子メールによる。あわせて電子メールの送信後は、受信確認のため必ず電話で確認すること。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(3) 提出先

[dc2027@pref.shiga.lg.jp](mailto:dc2027@pref.shiga.lg.jp)

## 8 企画提案書等の提出期限および提出方法等

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

なお、提案は1者につき1案とする。

(1) 提出期限

令和7年11月7日（金）17時必着

(2) 企画提案書等の提出方法

5 (1) に示す場所へ持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書提出書および誓約書（様式1および別紙）…1部（原本・押印付）

※事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

② 業務全体の企画提案書・・・・・・・・・・6部（うち3部は社名の記載なし）

ア 形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とし最大20ページ（A3判は2ページとして計算する）とし、ページ番号を必ず付与すること。

イ 図表等については、A3版を使用してもよいが、その場合は、A4版に折り込んだ状態とし、全体でA4版の冊子とすること。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

エ 社名の記載なしの3部については、自社名や担当者氏名、ロゴマーク等応募事業者が特定できるものは記載しないこと。

オ 別紙業務委託仕様書に基づいて、本業務に対する提案者の取組方針、企画内容（必須記載内容は以下参照）、業務の進め方、全体の業務推進スケジュール等について具体的に明記し、提案者の業務手法および優位性などの提案をわかりやすく行うこと。

◇必須記載内容

| 項目         | 必須記載項目       |
|------------|--------------|
| サポーター制度の設計 | サポーター制度の名称   |
|            | 制度設計（事業者・個人） |

|            |                      |
|------------|----------------------|
|            | サポーター活用例（事業者1案、個人1案） |
| 募集チラシの制作   | チラシデザイン（ラフ可）         |
| WEBページ等の制作 | ページデザイン（ラフ可）         |
|            | ページ構成                |
|            | 応募フォームの提案            |
| 登録関連資材の作成  | デザイン（ラフ可）            |
|            | 種類（制作物一覧・提案含む）       |
|            | 作成数（本項で作成するもの全て）     |
| 事務局運用支援    | 運営体制                 |

カ 本委託業務と類似の業務の実績、または現在履行中の実施等の実績がある場合は、企画提案書に記載すること。

ただし、滋賀県商工観光労働部観光振興局および公益社団法人びわこビジネスビューローの実績については除くこと。

③ 見積書・・・6部（うち3部は社名の記載なし）

業務着手から納品までにかかる全ての経費に消費税および地方消費税を加えた総額と、その内訳を明記し、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名、代表者印があること。

④ 事業者概要・・・1部

参加希望者の事業内容、事業実績等を記載したもの。または会社概要等の自社パンフレットでもよい。

⑤ 下記の登録や認証を受けている場合、それを証明する書面・・・写し1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定

ウ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出

エ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかの該当

(ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率を達成している場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」

(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）

(ウ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は認定書

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合の認定書

オ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、同認証書（県発行）

カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主

- として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定書
- キ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録
- (ア) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
  - (イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
  - (ウ) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
  - (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 9 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 審査方法

事務局が設置する審査会において、提出のあった企画提案書についての書類審査およびプレゼンテーション審査を公正かつ厳正に実施し、契約予定者を 1 者選定する。

#### ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3 に掲げる参加資格について確認を行うとともに、8 に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

#### イ プレゼンテーション審査

事務局および事務局関係者から選任した 3 名の審査委員からなる審査会において、提出のあった企画提案書等および企画提案者によるプレゼンテーションをもとに、あらかじめ設定した審査項目および評価点に基づき、審査を実施する。

下表の審査項目（1）～（8）について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、下表重みづけを乗じて点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている）。

なお、審査項目（9）～（12）については、認定・実施によって配点の点数を計上する。審査員の採点および項目（9）～（12）の加点分を集計し、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。

ただし、総合点が満点（100点）の 6 割未満（60点）の場合は、契約予定者としてしない。

プレゼンテーション審査は令和 7 年 11 月 18 日（火）を予定している。

なお、プレゼンテーション審査の実施時間、場所等は、該当事業者に別途通知する。

### (2) 審査項目

審査項目および評価点は、別表のとおり。

|  | 評価項目 | 評価の観点 | 重み | 配点 |
|--|------|-------|----|----|
|--|------|-------|----|----|

|                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                   | づけ  |    |
|------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| (1) 事業目的         | 事業目的     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業の趣旨を理解し、提案内容が事業目的と合致しているか。</li> <li>・事業の意義を踏まえた上で、効果的な実施方針となっているか。</li> </ul>                                                                                                                         | × 2 | 10 |
| (2) サポーターの制度設計   | 企画力      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター制度の目的・趣旨に即した制度設計となっているか。</li> <li>・対象・要件・提供物の設定に合理性と実現性があるか。</li> <li>・サポーターの活用例（事業者・個人）が具体的で、波及効果や継続的な展開が期待できるか。</li> </ul>                                                                         | × 3 | 15 |
| (3) WEBページの制作・運営 | 企画力・デザイン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なデザイン・構成が提案されているか。</li> <li>・適切な運営体制となっているか。</li> </ul>                                                                                                                                                 | × 2 | 10 |
| (4) 募集チラシの制作     | デザイン     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なデザイン・構成が提案されているか。</li> </ul>                                                                                                                                                                           | × 2 | 10 |
| (5) 登録関連資料の作成    | 企画力・デザイン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なデザインが提案されているか。</li> <li>・デザイン・制作物が魅力的かつコストに見合うものか。</li> </ul>                                                                                                                                          | × 2 | 10 |
| (6) その他自由提案      | 提案       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかの提案者にはない独自の発想や工夫、独自のネットワークを活かした提案があるか。</li> </ul>                                                                                                                                                       | × 2 | 10 |
| (7) 実施体制         | 実施体制     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に必要な業務遂行能力や実施体制等を有しているか。</li> <li>・業務遂行にあたり十分なノウハウを有しているか。</li> <li>・業務の安全な遂行が可能な人員が適切に配置、確保されているか。</li> <li>・業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。</li> </ul>                                           | × 2 | 10 |
| (8) 実現可能性        | 実現可能性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施スケジュールなど、事業を確実に遂行できる妥当なものになっているか。</li> </ul>                                                                                                                                                          | × 2 | 10 |
| (9) 業務実績         | 業務実績     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似の業務実績があるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                | —   | 4  |
| (10) 見積価格        | 見積価格     | <p>経費節減を意識した見積金額となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の80%未満…………… 5点</li> <li>・ 予定価格の80%以上85%未満…………… 4点</li> <li>・ 予定価格の85%以上90%未満…………… 3点</li> <li>・ 予定価格の90%以上95%未満…………… 2点</li> <li>・ 予定価格の95%以上100%以下 …………… 1点</li> </ul> | —   | 5  |
| (11) 社会政         | 社会政策推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。</li> </ul>                                                                                                                                                                | —   | 1  |

|                 |              |                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |   |
|-----------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|
| 策推進への配慮に対する評価基準 | への配慮に対する評価基準 | 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                                                                                                                                                                        | —   | 1 |
|                 |              | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。                                                                                                                                                                                                                     | —   | 1 |
|                 |              | 障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。<br>① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。<br>② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。<br>③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。<br>④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。                                                                    | —   | 1 |
|                 |              | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                                                                                                                                   | —   | 1 |
|                 |              | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。<br>① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証<br>② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録<br>③ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録<br>④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | —   | 1 |
|                 |              | 総合点                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100 |   |

- (3) 審査の結果については、全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- (4) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (5) 契約協議の結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (6) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

## 10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合

- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 11 その他

- (1) 当該プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本書において、不明な点がある場合は、「12 問合せ先」まで確認すること。
- (3) (2) の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。（企画提案書提出期限まで）
- (4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (5) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (6) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (8) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (9) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆および修正は認めない
- (10) 委託料の支払については、原則、委託業務終了後に精算払とする。
- (11) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (12) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (13) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することはない。ただし、提案書に対して第三者から情報公開請求があった場合は、この限りではない。

## 12 問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部観光振興局内

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

TEL:077-528-3742 FAX:077-528-4877

E-mail: [dc2027@pref.shiga.lg.jp](mailto:dc2027@pref.shiga.lg.jp)

担当 山田、黒井